

1 国東市都市計画マスタープランについて

1-1 都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画とは

都市計画とは、指定された都市計画区域を対象に農林漁業との健全な調和を図りながら、人々が健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を実現するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を行うことができるように定める制度です。

都市計画法

(定義)

第4条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

(2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら、あるべき都市の将来像を実現するための方針を定めるものです。

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

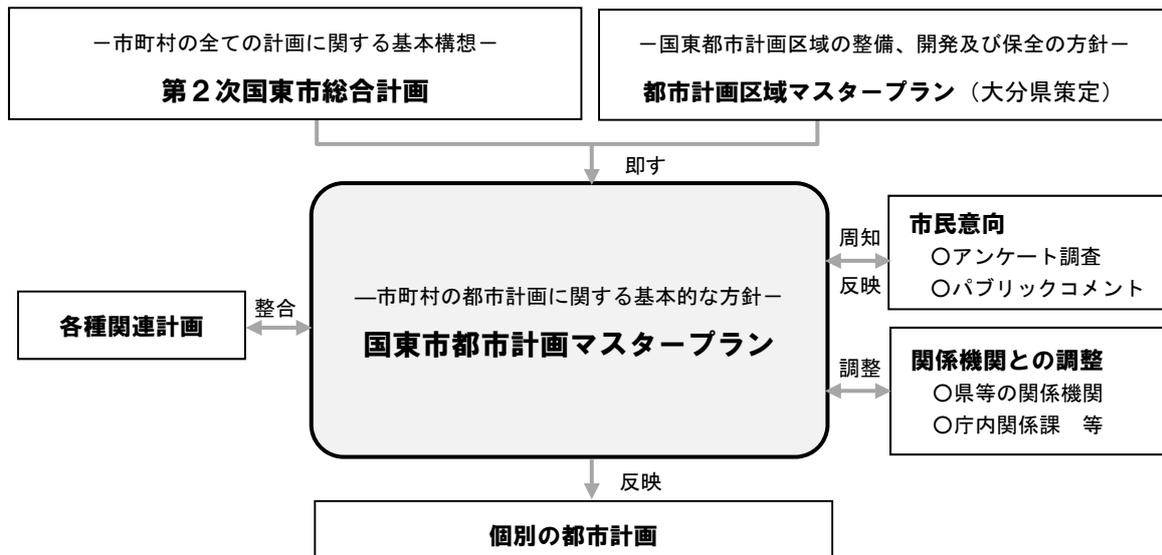
(3) 都市計画マスタープランの役割

都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」	市民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立し、将来の目指すべき「まち」の姿を定めるものです。
おおむね20年先を見通して策定	長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次をおおむね20年後に設定します。
都市計画の目標や、新しい時代の市民生活を実現していくための方針を示す	現況分析に基づいた課題を抽出し、今後のまちの目指すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した市民生活を実現していくためのまちづくりの方針を示します。

1-2 国東市都市計画マスタープランについて

(1) 国東市都市計画マスタープランの位置付け

国東市都市計画マスタープランは、第2次国東市総合計画、国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めます。また、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係機関との調整・連携を図りながら定めます。



(2) 対象範囲

本市は、1つの都市計画区域（国東都市計画区域）を有しており、それ以外の地域は都市計画区域外となっています。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、原則として都市計画区域を対象範囲とされていますが、本市においては、4町合併後のまちの一体性や地域間の総合連携を図り、また、市街地のみならず本市の有する豊かな農地、森林、自然観などの土地利用のあり方を広域的かつ総合的に検討することが重要であることから、対象範囲を市全域とします。

(3) 目標年次

本マスタープランは、概ね20年後を見据えることとし、平成49年（2037年）を目標年次として設定します。

なお、社会経済情勢や環境の変化、市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを図ります。

(4) 国東市都市計画マスタープランの構成

国東市都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「地区整備構想」、「実現化方策」の4つについて定めます。

全体構想	全体構想では、都市づくりの目標やテーマ、都市の基本構成など将来の都市のあるべき姿を明らかにし、それらに基づいた分野別の方針を示す。
地域別構想	地域別構想では、市全域を4地域に分け、全体構想に即しながら、地域ごとに地域づくりの将来像・基本目標を設定し、地域づくりの方針を示す。
地区整備構想	地区整備構想では、本市の重要な拠点となる市役所周辺及び空港周辺において、将来像や基本目標を定め、地区整備の方針を示す。
実現化方策	全体構想・地域別構想・地区整備構想を踏まえて、その実現に結びつけるため、手法や仕組みなど実現化方策を示す。

計画の構成	
1. 国東市都市計画マスタープランについて	都市計画マスタープランについて、位置付け、目標年次、構成
2. 現況分析	<ul style="list-style-type: none"> ○国東市の現況特性の整理 ○都市計画区域の状況 ○市民意向の把握 ○地域特性の整理 ○上位関連計画の整理 ○課題の整理
3. 全体構想	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の将来像（都市づくりの基本理念、都市の将来像、都市づくりの目標、目標人口、将来都市構造） ○都市づくりの基本方針（拠点形成、土地利用、交通施設、その他の都市施設、景観形成、防災まちづくり、自然環境形成、健康都市づくり）
4. 地域別構想	<ul style="list-style-type: none"> ○地域区分の設定 ○まちづくり構想（地域別の課題、目指すべき地域の姿、まちづくりの基本目標、まちづくりの方針、まちづくり方針図） ○まちづくりの基本方針（地域別の基本方針、地域別構想図）
5. 地区整備構想	<ul style="list-style-type: none"> ○対象地区の設定 ○市役所周辺地区の整備方針（地区の目標、地区の整備方針、地区整備構想図） ○大分空港周辺地区の整備方針（地区の目標、地区の整備方針、地区整備構想図）
6. 実現化方策	<ul style="list-style-type: none"> ○実現化方策の概要 ○都市計画マスタープランの取組み方針 ○協働のまちづくりの推進 ○施策の進行管理と見直し